

指定居宅介護支援宮の里事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長寿栄光会が開設する指定居宅介護支援宮の里事業所（以下「宮の里事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、宮の里事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 宮の里事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の運営方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は要介護状態等になった場合においても、個人の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域の関係者、地域包括支援センター、関係医療機関、特定相談支援事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (6) 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- (7) 前6号のほか、「宇都宮市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年宇都宮市条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(人員・設備に関する基準)

第3条 介護予防サービス事業所との併設のため、人員の兼務や設備の共用がある。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業宮の里
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市田野町666番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員兼務)

管理者は、宮の里事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 介護支援専門員 5名以上

指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員の員数の標準は、利用者の数が35名又は、その端数を増すごとに1人とする。(要支援者または総合事業対象者は含まない。)

(営業日及び営業時間)

第6条 宮の里事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日

- (2) 営業時間 平日は午前8時30分から午後5時45分まで、土・日は午前8時15分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 宮の里事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の意向を確認し、書式化された情報収集・課題分析(アセスメント)概要を用いて分析し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名(記名押印)を受け取るものとする。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整等を行う。
- (3) 当該要介護者等が介護保険施設等への入居を要する場合は、介護保険施設等への紹介その便宜の提供を行う。
- (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項
介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催すること。

各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。

- (5) 介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要時に適宜サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (8) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (9) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(10) 地域域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めることとする。

- 2 介護支援専門員は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1ヵ月に1度以上利用者宅を訪問するものとする。
- 4 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
介護保険の費用負担は、介護保険負担割合証の自己負担割合に応じた額とする。
- 5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
実施地域を越えたところから、片道1キロメートル当たり 20円
- 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 7 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

(緊急時等の対応)

第8条 サービス利用時や介護支援専門員の訪問時、症状が急変した場合などには、急変時対応マニュアルに従い、緊急連絡先と主治医、その他に速やかに連絡する等、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市及び鹿沼市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記の通りの対応をする。

① 事故発生への報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告する。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告する。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努める。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情・ハラスメントに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第14条 居宅介護支援については、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 宮の里事業所は、介護支援専門員等の資格向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回程度

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密及び個人情報を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿栄光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 3月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。